

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	個別目標 I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち  計画事業1（仮称）自治基本条例の制定	①区民検討会議の構成員は。  ②予定の区民アンケートはいつ実施したのか。したとすれば、その内容等は。また、区民当議会はどのような方法で実施し、その内容はどのようなものか。その内容をもとにどのような検討が行われたのか。  ③自治基本条例における「区民」とは主に住民を指すのか、それともそれより広い概念なのか、定義をお聞きしたい。	①区民検討会議の構成員は、町会・自治会、地区協議会、NPO団体からの推薦委員16名と公募委員16名の計32名と学識経験者1名で構成されています。  ②区民アンケートについては、検討連絡会議で作成された条例骨子案をもとに住民基本台帳等から無作為抽出した18歳以上の男女2,500人を対象に平成22年6月4日から同月25日の間で実施しました。アンケートの結果の内容（別添参照）を踏まえ、条例素案を作成します。 区民討議会は住民基本台帳等から無作為抽出した18歳以上の男女1,500人を対象に討議会の参加を募り、156名の応募者の中から60名を抽選により選考し、6月19日、20日の2日間で実施した。実施した内容について報告書に取りまとめ（別添参照）、条例素案を作成する際の参考とします。  ③条例骨子案では、区民の定義は「新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えた者をいう。」と定め、今後新宿区の自治を推進するためには、新宿区に関する幅広い人々や団体の区政への参加を求めていくことが必要であると考えました。	企画政策課
2	個別目標 I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち  計画事業2 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	①遅れている理由は。また、地方分権の進み具合は。          ②改革の方向性は手段改善ですが、何を・どのように改善するのか。	①「都区の事務配分」の検討は、都と特別区が設置した都区のあり方検討委員会で行っています。この検討が遅れている主な理由として、次のことが考えられます。 ・この検討のうち任意共管事務の検討方法について都区間の協議に時間を要した。 ・この検討から派生して、将来の都制度や東京の自治のあり方について都と区市町村共同の調査研究を行うこととなり、これを「都区の事務配分」の検討と平行して行うこととなった。 また、国と地方間の地方分権の進み具合の概要は以下のとおり。 ・H20.5以降H21.11までの間に、地方分権改革推進委員会が4次にわたる勧告を実施。 ・H21.12に「地方分権改革推進計画」閣議決定。主な事項は、(a)義務付け・枠付けの見直し、(b)国と地方の協議の場の法制化。 →平成22年8月6日現在、国会で審議中。 ・H22.6に「地域主権戦略大綱」閣議決定。主な事項は、(a)さらなる義務付け・枠付けの見直し、(b)基礎自治体への権限委譲、(c)国の出先機関の原則廃止、(d)ひも付き補助金の一括交付金化等。 →今後、法制化。  ②手段改善の内容は、「都区の事務配分」について、その基本的方向のとりまとめが終了した後を見据え、区に移管する方向で都区の認識が一致した53項目の事務について、22年度中に、特別区側の事前準備として、移管の具体化にあたっての課題等の整理を行うものです。	企画政策課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
3	<p>個別目標 I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち</p> <p>計画事業3 NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進</p>	<p>①協働推進基金への寄付は目標に達したとのことだが、件数・金額は。</p> <p>②区のホームページで公開された寄付金状況によると、個人で多額の寄付をした方が1名あったり、小額でも繰り返し寄付を行う方がいるようだが、今後更に周知しないと、安定的な財源確保は難しいのではないかと。また、今まで寄付金の活用分野を指定した例はどんな分野にどのくらいあったか。</p> <p>③協働事業のあり方について整理された課題とは具体的に何か。</p> <p>④手段改善になっているが、課題解決に向けて、何かまとめたのか（去年もまとめるということだったが）。</p> <p>⑤21年度の実施内容③「協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成」と、補助事業「協働推進事業助成」の違いは。目標の達成度が低いとの評価だが、どこに問題があり、どのように手段改善するのか。</p> <p>⑥「NPOふれあい広場」について検討中とのことだが、どのような形・機能を考えているのか。</p>	<p>①21年度の寄附実績は22件7,329,949円です。当初の年間目標である200万円を上回りました。</p> <p>②ご指摘のとおり、安定的な財源確保には、更なる基金の趣旨普及が必要と認識しております。そのため、22年度は、毎年度発行しているNPO活動資金助成事業紹介冊子の作成に市民の方たちに参加していただき、市民目線を取り入れた冊子作りに取り組んでいます。 寄附金の活用分野については、過去3年間の主な指定は「国際協力の活動」8件、「まちづくりの推進を図る活動」6件、「地域安全活動」4件でした。</p> <p>③課題の主な内容は、NPO育成の視点からのNPO活動資金助成のあり方、協働事業提案制度での実施期間終了後の事業展開について、また、行政内部の協働意識の向上等、それぞれの事業実施を通してみてきた課題を抽出し、整理しました。</p> <p>④NPO活動資金助成については、昨年度の検討結果を踏まえて、新事業立上げ助成の新設や同一事業に対する助成回数制限を導入し、新たなNPOを掘り起こし、より多くのNPOを支援していけるよう制度を改正しました。また、協働事業提案制度については、補助事業との混同や協働の取組み等について提案者が事前に確認するチェックシートの提出を申請書類に追加しました。さらに、NPO活動資金助成・協働事業提案募集説明会の際に、協働支援会議委員によってそれぞれの制度の認識を高める講演を実施するなど、改善を行いました。</p> <p>⑤「協働推進基金の趣旨普及とNPO活動資金の助成」と補助事業「協働推進事業助成」は同じです。 目標の達成度については、指標の一つである助成金申請団体数の達成水準が50%だったため、低いと評価しました。そこで、新たなNPOを掘り起こし、より多くのNPOを支援していけるような制度に改善するため、設立後間もないNPOや財政規模が小規模なNPOで、新たな事業に取り組むNPOの自立経営基盤確保を支援する、「新事業立上げ助成」を新設しました。</p> <p>⑥「(仮称)NPOふれあいひろば」では、登録NPO団体等への会議室の貸し出し、NPO活動に関する相談と情報提供、スキルアップ講座の実施、交流イベントの開催、印刷等作業用スペースの提供などを行い、ネットワークづくりや人材育成・団体運営の支援、NPO活動に関する普及啓発に取り組む予定です。また、地域の方々にも活用していただける、誰もが気軽に立ち寄れるオープンスペースもつくることを考えています。</p>	地域調整課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	<p>個別目標 I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち</p> <p>計画事業4 町会・自治会及び地区協議会への支援</p>	<p>①地区協議会への公共的役割について、どう考え、どう浸透させていくのか。</p> <p>②新たな財政支援制度とは何か。</p> <p>③町会・自治会や老人会、商店街などは自立的な活動が求められるべきものとするが、一方で行政の財政的な支援がないと活動が困難な状況もあると思う。しかし、恒常的な財政支援は、結果的に団体の自立を妨げることになるのではないのか。</p> <p>④町会・自治会への加入者が少ない原因をどう分析しているか。町会をつくっていない町があると思うが、これをどう考えるか。</p> <p>⑤マンション・集合住宅居住者向けの町会加入促進パンフを住民登録の際に手渡すことで、十分効果をj得ていると考えているのか。</p> <p>⑥前回の評価で、「町会・自治会」と「地区協議会」が同列に「公共的役割を担う」とする理由が不明確と指摘したところ、「公共的役割には相違点があることは認識している。今後は表現方法を工夫する」旨の回答だった。22年度の内部評価では表現が変わったが、その他の項目の表現は、前年度と基本的に同じで、区は、町会・自治会と地区協議会は会の成り立ちが違うけれど、公共的役割は同じとみなしているように見受けられる。地区協議会は行政を補完する役割が期待されるのに対して、町会・自治会は、あくまでも地域の任意な親睦団体ではないでしょうか。行政は町会・自治会に支援をする見返りに各種の活動に“動員”を求めているのではないのか。区としては町会と地区協議会の関係をどう考えているのか。</p>	<p>①公共的役割については、地域の課題を地域で自ら解決するという役割です。周知については、タブロイド版の発行やイベントへの参加などを通して、行っていきます。</p> <p>②事業補助金ではなく、団体交付金を意味しているが、(仮称)自治基本条例の制定の中で決めていきます。</p> <p>③ご指摘のとおり、援助による支援も大事であるが、自主的な活動の芽を摘まない程度にするべきです。</p> <p>④町会・自治会への加入者数は、周知活動が浸透し、21年度は、7,012世帯増加しています。(84,779世帯、49.92%) 町会のない地域はあります。町会があるに越したことはありませんが、任意団体であり行政が強要できるものではありません。 既存の団体に対しては、地域コミュニティの核として活動を支援していきます。</p> <p>⑤町会・自治会加入促進策については、転入時の周知のほかに、ワンルームマンション条例12条に「コミュニティの推進」という条項を設け、規則15条で建築主や所有者に対し入居者に対する案内書の配布や施策への協力を依頼しています。また、建築計画段階から、建築主に近隣との良好な関係を築くため、相談窓口で町会・自治会長への連絡をご案内しています。その時に、加入の話し合いが持たれる連携を図っています。</p> <p>⑥町会と地区協議会の役割分担や相互の関係については、地区協議会が地域の課題を自ら解決することを目的に設置された多数の地域団体から選出された委員で構成されている組織であり、町会・自治会は防犯・防災・防火活動、掲示板の管理、国勢調査など様々な実働を主として地域コミュニティの推進に寄与していただいている団体であり、公共的役割には違いがあります。 両者の関係としては、それぞれの役割を相互に補完しながら、まちを支えていただいています。今後、地域自治組織については、検討が予定されている新しい条例の中で整備されることが求められています。</p>	生涯学習コミュニティ課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	個別目標 I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち 計画事業4 町会・自治会及び地区協議会への支援	⑦「都市型コミュニティ」とは具体的にどのようなものだと考えているか。	⑦「都市型コミュニティ」とは、住民の転出入が多く、その住民たちは、まちへの帰属意識が希薄であり、地域が広大で住民の数が多し「都市型のまち」において、コミュニティの推進が図られている空間を「都市型コミュニティ」というと考える。	生涯学習コミュニティ課
5	個別目標 I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち 計画事業5 地域を担う人材の育成と活用	<p>①生涯学習指導者・支援者バンクの充実で、制度の変更内容を具体的に教えて欲しい。</p> <p>②達成水準の指標3で20年度から21年度で登録者人数が減ったのは、制度変更に伴う結果と思われるが、具体的要因などどのように分析しているか。</p> <p>③講座修了者で既存の地域団体に参加する人と、新たに活動を起こす人の割合がわかれば教えて欲しい。地域団体への参加についてどの程度決め細やかな対応がなされているのか。そのあたりは社会福祉協議会の役割なのか。</p> <p>④適切な目標設定については、評価の理由が昨年度同じ記載であり、新たな指標を設ける必要について繰り返ししかかれているが、まだ実行されていないということか。また、効果的・効率的な視点は記載は同内容であるが、達成度や総合評価の評価区分は全く違う。この点について説明をお願いしたい。</p> <p>⑤願達成水準を見ると、指標1:受講者目標40人は100人程度に修正すべきではないか。また、指標3:21年度の登録者が半減した理由は何か。</p> <p>⑥21年度実績に対する評価:「育成した人材を活用する仕組み作りが必要」とあるが、セミナー等で教育しても、活用する仕組みがないのではないか。改革方針の手段改善について具体策を示して欲しい。</p> <p>⑦若者たちへの呼びかけ、団塊の世代や定年退職者への勧誘をどのようにしているか。</p>	<p>①文化・芸術分野のアーティストバンク制度や多文化共生分野の日本語ボランティア・通訳ボランティア制度との融合・連携を進め、人材情報管理上の統合を目指していきます。</p> <p>②登録の継続意思を含む登録者への照会を実施した結果、区外転出や高齢等を理由とした再登録の辞退が多数あったため。</p> <p>③人材バンク(財団)と人材育成(生コミ課)は、地域活動への参加についての追跡調査を実施していないため、把握できていません。22年度からは把握を予定しています。生涯現役塾の講座受講者のうち地域活動に参加した者は約半数となっています。地域団体への参加については、決め細やかな対応ができるよう団体の人材需要などとの調整が求められています。</p> <p>④地域活動への参加を推進するために、講座受講生や人材バンク登録者が実際に地域活動に参加(活動)した割合を新たに22年度より追加することに決定しました。また、幅広い人材の発掘、育成、活躍の場の提供については、効果的・効率的に行われていますが、人材の活用面での達成度に課題があるため、目的の達成度及び総合評価が低くなりました。</p> <p>⑤指標1については、講座の規模や形式によって受講者数が増減するため、受講者のうち実際に地域活動へ参加した人の割合を新たな指標として22年度より追加します。指標3については②参照してください。</p> <p>⑥育成した人材が、地域で貢献できる活動が行えるよう、実施事業に町会へのアンケート結果を反映させる等、既存団体との連携を進めます。さらに、人材情報を検索・照会できるシステムの導入準備を進めます。</p> <p>⑦生涯現役塾は、団塊世代や定年退職者を対象としており、勧誘については、広報紙掲載やシニア活動館等の施設へチラシ配布等を行っています。地域人材塾は、若い世代に特化した勧誘は実施できていないため、今後、大学等との連携や企画内容の工夫により、取り込みを図りたい。</p>	生涯学習コミュニティ課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	<p>個別目標 I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち</p> <p>計画事業6 地域センターの整備</p>	<p>①昨年の区長の総合判断の中で、「管理運営委員会は地域課題の解決に主体的に取り組む地区協議会委員と同じメンバーで構成されているため、十分に連携を図ることができる」とあるが、管理運営委員会と地区協議会委員が同じであることが、望ましい姿との認識であるのか。</p> <p>②戸塚出張所建設にあたり、葬儀施設の是非をめぐる地域事業者とのトラブルがあったように聞いているが、その点は解決しているのか。トラブルは地域住民や事業者への説明が不足していたためか。</p>	<p>①戸塚地域センターは、唯一地区協議会設立後の開設です。地域センター建設の準備段階から、民生委員や町会等多くの方々に建設準備会として関わっていただきました。一方、地区協議会も地域の多くの方が地域課題についてご検討いただいている会議体です。地域センターの管理についても地区協議会を含めた地域の皆様のご協力が不可欠と考え、管理運営委員会には地区協議会委員全員に関わっていただいています。地域センターが開設して約半年ですが、委員の活発な意見交換やご協力で順調に運営され、地区協議会も、地域センターとの円滑な連携の下、ここを拠点として活発な活動を行っています。</p> <p>②地域事業者とは、裁判になったが、地域センター開設前の昨年12月に和解し、その後トラブルはありません。建設までに、住民説明会や近隣説明などができるだけ丁寧に行い、説明不足はなかったと認識しています。</p>	<p>戸塚特別出張所</p> <p>生涯学習コミュニティ課</p>
7	<p>個別目標 I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち</p> <p>基本施策① 地域自治のしくみと支援策の拡充</p> <p>経常事業 掲示板の維持管理</p> <p>※個別目標 I-2 の評価をするにあたり、基本施策①の観点から実施しますので、経常事業への質問についてもご回答をお願いします。</p>	<p>①この補助事業はいつから始まったものか。また、いつまで続けるのか。</p> <p>②掲示板の維持管理に関する補助金の暦年(10年間程度。ない場合は5年分)の決算金額を示して欲しい。</p> <p>③補助金額を決める基準と補助金の配布先は。</p> <p>④掲示板の所有者は誰か。</p> <p>⑤掲示板は区内に何か所あるのか。ここ10年間程度の増減を示して欲しい。</p>	<p>①補助事業ではなく、委託契約による委託料の支払いであり、昭和53年度に『町会・自治会等に対する掲示物掲示等委託要綱』が施行して以来、継続しています。この委託契約は、32年の歴史をもち、町会・自治会が地域の掲示板を管理することは地域の中に浸透しているため、委託契約が継続する限り存続します。</p> <p>②12,278,000円(13～15年度) 12,444,000円(16～19年度) 29,872,500円(20～21年度)</p> <p>③『町会・自治会等に対する掲示物掲示等委託要綱』及び『新宿区掲示板管理要綱』 町会割@10,500 本数割@5,250 世帯割@100(平成21年度・消費税含) 委託契約は、11地区町会連合会長と結び、その配分については、各地区町会連合会で決定されています。</p> <p>④区設直営分・区設町会委託分は新宿区所有 町会等設置分は各町会・自治会所有</p> <p>⑤区内の掲示板は、①区設直営分(99本)、②区設町会委託分(866本)、③町会等設置分(1126本)の3形態があり、委託契約の対象は、②と③。 (平成22年8月18日現在)</p> <p>区設直営分(100本)、区設町会委託分(886本)、町会等設置分(1103本) (平成17年1月14日現在)</p>	<p>生涯学習コミュニティ課</p>

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	<p>個別目標Ⅵ-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち</p> <p>計画事業76 文化・歴史資源の整備・活用</p>	<p>①文化芸術基本条例の具現化に向けた具体策は。</p> <p>②落合の文化歴史資源とは、どんなものがあるか。また、文化、歴史資源とは。</p> <p>③新宿区内には、落合地区以外で整備を必要とする文化資源があるか。また、区有のものではないもので、保存・整備を必要とするものがあるか。</p>	<p>①この条例の基本にあるのは、区民、文化芸術団体、学校、企業、区、財団等文化芸術に係わる全ての主体を「私たち区民」として捉え、この「私たち区民」で持続的な文化芸術の振興に取り組んでいくことです。そのため、条例の「周知」と「実践」の両面から具体化を進めてきています。</p> <p>周知については、条例制定記念事業として、ミュージカル「アトム」を劇団わらび座との共同制作により、一般公演8回、学校公演4回を文化センターで行い、1万人以上の方々に文化芸術振興条例を制定したことを知ってもらいました。同公演終了後は、新宿発のミュージカルとして、全国公演を行い、広く情報発信を続けていきます。また、条例の内容をわかりやすく紹介するリーフレットを2万部作成し、区の施設や主催・共催イベント等で広く配布を行っています。更に、共催・後援イベントで、主催者に対してチラシ、ポスター等に「条例制定記念」の表示を行うよう要請を行っており、新宿芸術家協会「新宿を踊る」やNPO法人遠野物語研究所の「遠野物語ゼミナール2010『21世紀と遠野物語』」等のイベントも条例制定記念事業の位置付けの下、行ってきました。</p> <p>実践については、条例の制定に当って議論をし、まとめていただいた報告書に記載されたく28項目の提言について、区民、文化芸術団体・学校・企業の代表、学識経験者の11名から成る文化芸術振興会議を設置し、取組みの方向性と取組み状況を明らかにしながら、具体化を進めていきます。</p> <p>②-1 落合の文化・歴史資源について 落合には、林芙美子記念館や佐伯祐三アトリエ記念館のほか、落合遺跡からの出土品を展示する「目白学園遺跡」や地場産業である染色の工房を公開する「二葉苑」があり、新宿ミニ博物館として位置づけられています。また、明治以降、落合には静かな創作環境を好み、画家中村彝や歌人九条武子など、多くの文化人が移り住み、土地の記憶として継承されています。さらに、薬王院や自性院など古くから続く寺社など、多数の文化・歴史資源があります。</p> <p>②-2 文化・歴史資源について 地域にある史跡や歴史的資料などの文化財を中核に置き、由緒ある神社仏閣、歴史ある建造物、江戸時代から伝わる坂道、横丁や博物館（ミニ博物館を含む）、美術館等の文化や歴史に関する地域資源を総称して「文化・歴史資源」としています。</p> <p>③落合以外の文化歴史資源について 新宿区内には、四谷地区の寺町を構成する寺社や江戸以来の盛り場であった神楽坂の歴史的建物等保存・継承に値する多数の文化・歴史資源があり、その大半が区以外の所有となっています。</p> <p>これらの文化・歴史資源は、区が所有者の同意の下、区文化財保護条例による指定・登録制度による保護や、ミニ博物館としての支援制度、国・都の文化財保護施策等を活用しています。しかし、歴史的建造物などは実物の保存が難しいものも多く、その場合は区がしっかりと調査し、記録としての保存・継承に努めています。また、大規模開発等の際は、景観に関する施策を所管する景観と地区計画課と連携するなど様々な手法で文化・歴史資源の保存・継承に取り組んでいます。</p>	文化観光国際課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	個別目標VI-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち 計画事業76 文化・歴史資源の整備・活用	④無形の文化財保護についてどのような計画があるか。 ⑤文化芸術活動をしている団体への助成はどうなっているか。	④無形の文化財保護について これまでも、重要な無形文化財について、区文化財保護条例に基づき、指定・登録し、用具等の補修費用を補助してきました。しかし、有形物と違い、活動そのものが保護・継承に欠かせないことから、公開事業等に一定の財政的支援ができるように、条例等の制度整備に取り組んでいるところです。 ⑤ 文化芸術活動団体に対する区の直接の助成制度はありませんが、団体の構成や活動内容により予め団体登録を行うことで、文化センターを優先して利用することができます。また、区の後援・共催名義の承認を受けることで、文化センターや区民ホールの利用料の減免制度の適用もあります。 更に、区との協働が条件になりますが、協働事業提案制度として500万円を上限として事業費を支出する制度もあり、この分野では、平成20年度は1件（小中学生の美術鑑賞教育支援）、平成21年度は2件（神楽坂の地域資源を登録文化財として表彰・保全する事業、乳幼児から始める文化活動発信事業）が採択されました。また、別に上限50万円のNPO活動資金助成制度があり、この分野では、平成20年度は2事業（字幕で楽しむプラネタリウム、閉校した小学校を利用した木育推進イベント）平成21年度は1事業（手で見えるギャラリー鑑賞教室）が採択されました。	文化観光国際課
9	個別目標VI-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち 計画事業77 地域のお宝発掘	①地域のお宝として寄せられた情報は、すべて取り上げるのか。認定のような作業があるのか。むやみに件数が増えることで、雑多な情報の寄せ集めにならないか。審査・評価等の方法は。 ②区独自の発掘努力はどんなことをしているのか。 ③新宿区内にはどんなお宝があるのか。データを整理して、区民に広く周知する必要があると思うが、どんな周知をしているか。 ④四谷地区でいう「お宝さがし」と紛らわしいが。	①不完全な情報も寄せられるので、全てを取り上げるわけではありませんが、寄せられた情報について、既知のものは件数を数え、区民等がどのような場所・ものをわがまちお宝と考えているかの参考にしています。初出の情報については、学芸員による検証作業を行い、確認ができた範囲で区ホームページ、区主催イベントでのパネル展示等で公開しています。 ②文化財協力員の研修において発掘の協力依頼の説明・チラシ配布を行い、学校資料調査については情報提供を受け、コマ劇場の閉館に際しては、申し入れを行い、お宝の調査を行なう等の取組みを進めています。 ③わがまちのお宝として寄せられる情報としては、多い順に戸山公園、新宿御苑、おとめ山公園、都庁舎、神田川が上位5傑となっています。貴重な情報としては、夏目漱石自筆の書簡、昭和初期～中期の区内の写真、高田馬場の決闘の由来がある地蔵尊、竹内栖鳳の掛け軸等があります。 ④「お宝さがし」は四谷地区協議会が、当該地区を対象に行っているもので、「地域のお宝発掘」事業は区全域を対象に行っており、また、区外の人でも情報提供をしていただいています。	文化観光国際課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
10	<p>個別目標VI-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち</p> <p>計画事業78 文化体験プログラムの展開</p>	<p>①実施内容の質、量とも高める工夫は。</p> <p>②文化・芸術環境に恵まれた環境を子供たちに体験させる意義は大きい。このプログラムは、成人向けもあるようだが、学校のカリキュラムに組み込むなど、子供向けにもっと力を入れるべきではないか。20年度・21年度に提供したプログラムとその参加者を教えて欲しい。また、このうち小中学生対象のプログラムはどれくらいあるか。</p> <p>③新宿交響楽団が、年1回無料公演をしているが、子供たち向けの演奏会を企画すれば、交響楽団にとってもメリットがあるのでは。</p>	<p>①全種目で参加者アンケートを行い、結果を評価の上、(社)芸団協、新宿未来創造財団等のプログラムにおける連携の相手方とも共有し、種目、講師、会場等の選定に活用し、プログラムの質・量の充実に取り組んでいます。また、参加者の反応にも十分注意し、プログラム実施中でも講師に随時意見をを行い、参加者の満足度の向上を図っています。</p> <p>②文化芸術を子どもに体験させることの大切さについては、条例制定に当たっても十分に議論していただき、文化芸術体験が子どもの生きる力と豊かな心を育てていく上で果たす役割が非常に大きいとの認識の下、「子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保」という一条を文化芸術振興基本条例に設けています。</p> <p>このような認識の下、学校においても、小中学校での鑑賞教室や、対話型美術鑑賞教室を各校で実施してきているほか、多くの学校がそれぞれ工夫を凝らし、特色ある教育活動の推進として、能楽教室や茶道体験、和太鼓、三味線等を既に実施しており、力を入れています。</p> <p>プログラムの実績は、20年度は21種(子供向け15種、共通3種、大人向け3種)で延べ1039人参加、21年度は19種(子供向け12種、共通1種、大人向け6種)で、延べ2305人の参加が得られました(子どもの日の「芸術体験ひろば」の定員のない自由体験コーナーの種目を含む。)</p> <p>③平成20年度から、区内に拠点を持つ東京フィルハーモニー交響楽団と連携して、年齢制限のないクラシックコンサート「ファミリー音楽館メインコンサート」を開催しており、毎年定員を超える応募をいただき、事後アンケートでも好評です。そして、このコンサートと連携して、楽団員の説明・指導の下、子どもたちが実際にオーケストラで使う楽器に触れ、音を出せるワークショップも開催し、こちらもアンケートで好評を得ています。</p> <p>また、子どもを対象とした「御苑夏の音祭り」、「NHK東京児童合唱団定期演奏会」、「ミュージカル青い地球は誰のもの?」、「ミュージカル赤毛のアン」、「文学座ファミリーシアター」等の後援・共催事業において、無料招待席を確保する等により、気軽に文化芸術に触れられる機会の確保に努めています。新宿交響楽団からも連携の依頼があれば、後援・共催制度を活用して、連携を図っていきます。</p>	文化観光国際課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
11	個別目標VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち 計画事業80 新宿文化ロードの創出	<p>①靖国通りから青梅街道沿いを「新宿文化ロード」に選定した経緯は。エリアを拡大していく計画はあるか。</p> <p>②指標は、来場者数やイベント数だけでなく、来場者の満足度を加えるべきではないか。こういうところにこそ、区の役割があるのでは。</p> <p>③イベント18の内容と定着及び効果は。自立努力はされているか。</p>	<p>①新宿の文化・観光の振興のために誘致してきた吉本興業株式会社、宝塚大学、芸能花伝舎の活動拠点を結び、靖国通りから青梅街道沿いを1本の道を「新宿文化ロード」としました。当面、この沿道以外にエリアを拡大する計画はありません。</p> <p>②イベントの実施を通じ、新宿の魅力を発信することで、新たな文化・芸術の育成及び産業の活性化を事業目的としています。また、多種多様かつ長期間のイベント実施であり、来場者の満足度を指標とすることは困難ですが、今後の検討課題としたい。</p> <p>③イベント内容等については別添資料のとおり。参加者は定着化してきています。効果としては、事業の継続により新宿文化ロードの認知度も高まり、来場者が増加しています。当事業は、区が行政として目的を定め実施しており、運営は協議会を設置し、それぞれの役割を明確にしながら実施しています。</p>	産業振興課
12	個別目標VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち 計画事業81 文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	<p>①計画事業79「文化創造産業の誘致」との統合で予算は減ったか。</p> <p>②文化創造産業育成委員会とは。また、そこからの意見とは。</p> <p>③インキュベーションセンターの計画内容・用途・規模は。</p> <p>④主な実施事業にもものづくり産業支援がある。これは補助事業のものづくり産業事業助成と同じようなのだが、ものづくり産業支援の計画事業には助成事業以外があるのか。</p>	<p>①事業統合による枝事業の位置づけの変更のため、予算上の影響はありません。</p> <p>②新宿のまちの賑わいと交流の力を高め、産業の活性化を図るため、文化創造産業の育成および施策展開について検討することを目的として設置しました。平成21年12月に文化創造産業振興の基本的視点や区の見込みの方向性、区が取り組むべき支援策について取りまとめた「文化創造産業の育成に関する提言」を提出しています。</p> <p>③中小企業の新たな創業支援、文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開支援のため、シルバー人材センター移転後に起業家育成の拠点として設置及び運営します。施設内容は、平成23年中に開設し、指定管理者による管理を行う予定で調整中です。</p> <p>④補助金交付のみの事業です。</p>	産業振興課
13	個別目標VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち 計画事業133（仮称）産業振興基本条例の制定	<p>①条例の制定をH22年度としているが、基本案はいつ作成したのか。パブコメ等は行ったのか。</p> <p>②懇談会の構成は（区民・学識者・産業関連団体のそれぞれの人数）。産業関連団体は、どういう代表か。また、区民委員は公募したのか。</p>	<p>①条例の素案については、平成22年8月に懇談会から提出される予定です。パブリックコメントは、条例素案を踏まえ、平成22年9月下旬～10月下旬に実施予定です。</p> <p>②産業関連団体は、商工会議所、区商店会連合会、中小企業家同友会、地場産業関連団体です。区民委員は、公募により3名を選定しました。</p>	産業振興課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
14	<p>個別目標VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのまち</p> <p>計画事業82 新宿の魅力の発信</p>	<p>①効果的・効率的な視点は改善が必要であり、H21年度と同じである。改善のポイントは。</p> <p>②地方の方々や外国のお客さんに新宿の魅力を正確に伝える責任の一端は行政にもある。行政の役割は、新宿の代表的な業界のホテル・映画・デパート・服飾（ファッション）・家電の他に飲食業界を巻き込んで、これを集約する手腕が期待されているのではないか。</p> <p>③事業を移管する公益財団法人新宿未来創造財団とは。</p>	<p>①改善のポイントは、新宿の魅力の一つでもある商業的情報を取り扱いやすくし、さらに新宿の魅力を積極的に発掘・発信できる仕組みとしたことです。行政では「ここがおいしいお店」といった、特定の対象を紹介することが難しく、商業的情報の取り扱いに限界があります。その点、行政から一步離れた財団であれば、商業的情報に対しても一定程度の柔軟な対応が可能であり、観光情報の発信をはじめとする本事業を公益財団法人新宿未来創造財団に移管することで、さらなる新宿の魅力を発信できるようになります。また、区は施策の企画・立案等、行政の役割を担い、新宿未来創造財団と車の両輪となって観光施策を推進していきます。</p> <p>②新宿が持つ産業、文化・芸術、歴史といった多様な観光資源、魅力を十分に活かし、新宿への来街者を増やしていくために、ホテル、駅、文化施設等といった観光関連団体と協力して、平成21年7月から「歩きたくなるまち新宿観光案内所」の運営を開始しました。また、区では、平成22年秋に、新宿区観光協会・新都心新宿PR委員会・公益財団法人新宿未来創造財団・区の4者を構成員として、（仮称）新宿文化観光ビューローを設置します。新宿区観光協会や新都心新宿PR委員会の会員には、デパート、ホテル業、飲食業や商店会といった団体が所属しています。（仮称）新宿文化観光ビューローは、様々な観光関連団体を巻き込み、調整を図りながら、行政での取り扱いに限界のある商業的情報についても新宿の魅力の一つとして、新宿全体で新宿のまちの持つ魅力を掘り起こし、年間を通して創造・発信していきます。</p> <p>③事業を移管する公益財団法人新宿未来創造財団とは、平成22年4月に、財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿文化・国際交流財団を機能統合して設立した公益財団法人です。今回の機能統合に伴い、新たに新宿歴史博物館内に観光課を設置し、《地域の魅力の内外への発信》を掲げ事業展開を行います。また、新宿未来創造財団は、上述の歩きたくなるまち新宿観光案内所や（仮称）新宿文化観光ビューローの事務局機能を担い、商業的情報の取り扱いといった行政の制約を越え、さらに新宿の魅力を積極的に発掘・発信していきます。</p>	文化観光国際課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
15	<p>個別目標VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち</p> <p>計画事業84 商店街活性化支援</p>	<p>①活性化実績は2件／年。どんな結果になり、どんな波及効果があったのか。内容のマンネリ化防止策は。補助事業も含めて、全体として、誰が審査し、評価しているのか。</p> <p>②「商店街サポート事業」「魅力ある商店街づくり支援」「商店街にぎわい創出支援」「空き店舗活用支援」それぞれの決算額(事業費部分)は。これらの事業はいつから始まり、いつまでやるのか。</p> <p>③指標2・3は助成を受けた商店会からの報告に基づいているが、正しい評価が得られるのか。</p>	<p>①平成21年度は、西早稲田商店会において、「子育て蔵」という地域資源を活かしたイベントや、商店街マップの作成事業の実施をきっかけに若手会員の商店会活動への誘引効果(運営に携わるスタッフが7名から17名に増加)を得られました。また、西落合旭通り商店会においては、期間中にご利用のあったお客様に発行店以外の店舗で利用できる金券を進呈する、「金券もらってもう1店!」という、商店街全体の売上げの増加を図るイベント事業が実施され、用意した6千枚の金券は全て配付できました。いずれの事業実施に際しても、商店会の役員会等に商店会サポーターが参加し、積極的に助言・指導を行い、より効果的な事業実施を図りました。他の商店会等が事業実施にあたり、内容を検討する際の参考となるよう、課の広報誌(BIZタウンニュース)でこれらの取り組みについて紹介しました。「商店街にぎわい創出支援事業」、「魅力ある商店街づくり支援事業」については、審査会を開催し、補助金交付申請事業が商店街活性化に資するものか、審議を行っています。なお、審査会は、外部審査員2名(産業コーディネーター1名、東京商工会議所新宿支部事務局長1名)と内部審査員1名(産業振興課長1名)が審査員となっています。活性化モデルとなった商店会に関しては、商店会サポーターの活動記録や商店会の事業実績に基づき、課全体で判断を行っています。</p> <p>②「商店会サポート事業」=H21年度決算額:10,899,160円、事業開始年度:H19年度  「魅力ある商店街づくり支援事業」=H21年度決算額:20,978千円、事業開始年度:H15年度  「商店街にぎわい創出支援事業」=H21年度決算額70,056千円、事業開始年度:H15年度  「商店街空き店舗活用支援事業」=H21年度決算額7,395,500円、事業開始年度:H20年度  ※いずれの事業についても商店街活性化に寄与するものと考えているため、継続して事業を実施していきます。</p> <p>③事業の実施主体である商店会より報告を受けているものであり、事業実施後の効果についての実直な意見が得られています。</p>	産業振興課

第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
16	<p>個別目標VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち</p> <p>基本施策② 誰もが、訪れたいくなる活気と魅力あふれる商店街づくり</p> <p>経常事業 ステップアップフォーラムの開催 商店街ステップアップ支援事業 新宿区商店会連合会への事業助成 生鮮3品小売店活性化事業</p> <p>※個別目標VI-3の評価をするにあたり、基本施策②の観点から実施しますので、4つの経常事業（ステップアップフォーラムの開催、商店街ステップアップ支援事業、新宿区商店会連合会への事業助成、生鮮3品小売店活性化事業）について、以下の質問へのご回答をお願いします。</p>	<p>①事業の概要を教えてください。</p> <p>②事業の開始時期は。</p> <p>③事業予算は。</p> <p>④事業評価方法は。</p> <p>⑤生鮮3品小売店数は、10年程度の暦年の店舗数で教えてください。（※生鮮3品小売店活性化事業のみ）</p>	<p>I 「商店街ステップアップ支援事業」(ステップアップフォーラムの開催)</p> <p>①事業概要:主に区内商店会を対象に、商店街活性化活動の成功事例や活動状況の紹介、活躍が目覚しい企業経営者や商店街指導をしている中小企業診断士による講演会や学習会の開催。</p> <p>②事業開始時期:H17年度</p> <p>③事業予算:H22年度予算472千円</p> <p>II 「商店街ステップアップ支援事業」(商店街活性化支援事業)</p> <p>①事業概要:商店会が実施する、研修事業や商圏拡大・PR事業(商店街マップ作成、ホームページの開設等)などの自主的な取り組みに対し、補助対象経費の2/3(限度額300千円)を助成する。</p> <p>②事業開始時期:H15年度</p> <p>③事業予算:H22年度予算2,000千円</p> <p>④事業評価方法:事業を実施した商店会からの「事業効果報告書」による。</p> <p>III 「新宿区商店会連合会への事業助成」</p> <p>①事業概要:区内全域の商店街の振興を目的とし、新宿区商店会連合会が実施する「『金賞』新宿区商店会連合会」事業に対して、補助対象経費の2/3(限度額1,260千円)を助成する。</p> <p>②事業開始時期:H17年度</p> <p>③事業予算:H22年度予算1,260千円</p> <p>IV 「生鮮三品小売店活性化事業」</p> <p>①事業概要:区民の食生活に欠かせない生鮮三品を取り扱う小売店の活性化のため研修会や、消費者に対して魚の調理方法などを指導する魚のおろし方教室を開催する。また、特価販売のPRのために年1回、顧客配布用のエコバッグを支給する。</p> <p>②事業開始時期:H8年度</p> <p>③事業予算:H22年度予算2,388千円</p> <p>⑤別紙「新宿区生鮮三品特販組合 加入店舗の推移」を参照のこと。</p> <p>※④ I～IVにわたり、事業評価方法については、「商店街ステップアップ支援事業」(商店街活性化促進事業)以外の事業は、経常事業として評価を行っている。</p>	産業振興課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
17	<p>個別目標VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち</p> <p>計画事業85 平和啓発事業の推進</p>	<p>①これらの事業は、いつから始め、いつまで続けるのか。</p> <p>②平和派遣事業の親子7組の選考方法は、1組当たりの費用は。広島の式典参加者数は自治体に割当てがあるのか。</p> <p>③「すいとんの会」「戦争体験者派遣事業」の実績・状況と成果は。</p> <p>④平和のポスターは、子どもも親も戦争を知らないで、観念的なものになってしまうのではないか。また、ポスター展の応募校は増えているが、応募件数はどうか。</p>	<p>①平和展やポスター展、平和派遣は平和都市宣言を行った昭和61年、平和派遣報告会は平成4年、すいとんの会は平成7年、平和講演会は平成13年、戦争体験者派遣事業は平成20年から実施しています。戦後65年が経過し、体験者も少なくなっているため、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝える平和啓発事業は今後とも継続して実施していく必要があります。</p> <p>②応募の際に「平和派遣参加に期待すること」をテーマとした作文を提出してもらい、選考します。平和派遣の費用は、平成21年度（広島）は総額835,210円、1組あたりの費用は広島は約11万9千円。平成20年度（長崎）は総額996,120円、1組あたりの費用は約14万2千円です。広島での式典の席については、参加者数を事前に広島市に伝え、席の確保をお願いしています。</p> <p>③すいとんの会は戦時中の代用食であったすいとんを食べながら参加者と戦争体験者の懇談の実施が主な内容であり、年1回開催し、毎年約70名の人たちが参加しています。主な費用は材料・チラシ代であり、平成21年度は39,546円、平成20年度は42,708円。 戦争体験者派遣事業は、戦争体験者である語り部を派遣し、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えることを目的としており、語り部登録が5名、派遣実績は4回（派遣人数は延7名）、費用は1人1回8,000円です。 すいとんの会や戦争体験者派遣事業は、戦争体験者の話を聞くことが主な内容であり、体験者の話を聞いた参加者の多くが平和への想いを強くするきっかけとなっています。</p> <p>④平和のポスター展は、新宿区の平和教育の一層の推進を図るため、毎年、8月中旬から下旬にかけて開催しています。ポスターの内容は、「戦争反対」「核兵器の根絶」というもののみならず、「生命の大切さ」や「家族、親子の絆の大切さ」を訴えるものなど、広い意味で児童・生徒なりに平和の大切さやすばらしさを捉えた作品も数多くみられています。応募校数と同様に、応募件数も増加の傾向にあり、平成20年度（応募校数29校：応募件数1006点）、平成21年度（応募校数30：応募件数1387点）という状況です。</p>	総務課

### 第3部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
18	<p>個別目標VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち</p> <p>計画事業86 地域と育む外国人参加の促進</p>	<p>①ネットワーク連絡会と分科会の役割は。また、それを拡大、強化していくということはどういうことか。</p> <p>②改革方針にコーディネート役としての機能を強化するとあるが、どのように具体化していくのか。</p> <p>③新宿区民の約1割が外国人である現実を踏まえると、多文化共生プラザの役割はますます重要になると思うが、その中核を担っている「ネットワーク連絡会」活性化の課題は何か。</p>	<p>①ネットワーク連絡会(多文化共生連絡会に改称)は、多文化共生プラザの利用者、利用団体、多文化共生に関して活動している団体、町会、商店会、外国人相談員、ボランティア、行政等が、相互に情報を共有し、地域課題の解決を図り、多文化共生のまちづくりを推進するために活動することを目的としています。その目的を達成するため、多文化共生施策の推進に関する事項、プラザの運営に関する事項、プラザや地域における行事を通じた多文化共生のまち新宿のPRに関する事項等についてとぎ・活動を行います。</p> <p>分科会では、そうした役割を踏まえ、個別のテーマについて討議・活動していくことを役割としており、8月20日現在「多文化共生プラザのあり方検討」「外国にルーツを持つ子どもの学習支援」「災害時における外国人支援ネットワーク」の3部会を設置しています。</p> <p>今年度は、多文化共生連絡会(全体会・分科会)を活発に開催し、メンバーのつながりを広げ、拡大・強化していきます。</p> <p>②分科会を通じて議論を活性化し、多くの多文化共生に関わる団体や当事者、未来創造財団や社会福祉協議会等との連携を深めていくなかでコーディネート役としての機能強化を図っていきます。</p> <p>③多文化共生連絡会を一部の外国人、団体と行政との意見交換の場に止めることなく、広く参加を呼びかけて、外国人、団体どうしのつながりを強め、連携した活動を促進していくことが課題と考えます。</p>	<p>文化観光国際課 (多文化共生担当)</p>